

日火連短信

令和 2 年 1 1 月 1 1 日 第 150 号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、新型コロナウイルス感染症対策本部における水際関係の新たな措置の決定とそのオンライン説明会の開催について案内がありました。

会員各位への周知をお願い致します。

日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

平素より大変お世話になっております。

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付の中村です。

日頃、弊省からの周知依頼等について、迅速に御対応いただき、ありがとうございます。

この度、10月30日開催の第44回新型コロナウイルス感染症対策本部において、水際関係の新たな措置が決定されました。

- ①11月1日から、日本在住者を対象に全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、14日間待機緩和を認めること。
- ②感染症危険情報がレベル2に引き下げられた9か国・地域(韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国(香港、マカオ含む))、ブルネイ、ベトナム、豪州、NZ)について、入国拒否対象地域の指定を11月1日に解除すること。感染症危険情報がレベル3に引き上げられた2か国・地域(ミャンマー、ヨルダン)を、11月1日に入国拒否対象地域に指定すること。

今回決定された措置を含め、人の往来関連の情報の詳細は、以下 HP をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症対策本部 HP

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

経産省 HP

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai.html>

外務省 HP

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

10月30日開催の第44回新型コロナウイルス感染症対策本部において、水際関係の新たな措置が決定され、11月1日から日本からの短期出張者の帰国・再入国後の14日間待機の緩和措置が始まっております。

本措置に関して関係省庁と合同でオンライン説明会を開催しますのでご案内致します。

説明会では、これまでの国際的な人の往来活性化の経緯や日本からの短期出張者向けの帰国・再入国後 14 日間待機の緩和措置の概要(手続き・必要書類等)について、説明する予定となります。

<国際的な人の往来活性化(日本からの短期出張者の帰国・再入国後 14 日間待機の緩和の手続きを中心に)について説明会を開催します>

<https://www.meti.go.jp/covid-19/ourai/infomationssession.html>

■日時:2020年11月12日(木) 10:30~11:30

■場所:オンライン配信 <<https://comm.stage.ac/metilive2020/20201112.html>>

※オンライン配信となるため説明会中の質疑応答は実施いたしません、説明会に関するご質問は下記連絡先にて承っております。

■ご参加方法:申し込みは不要です。上記リンクよりご視聴ください。

貴団体におかれましては、本緩和措置が広く認知されるよう、会員企業・団体等にご周知いただけますと幸いです。

お忙しいところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本件についてご不明点等ございましたら、以下連絡先までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

経済産業省 通商政策局 総務課 水際対策チーム

電話:03-3501-5925(直通)

=====

経済産業省

産業保安グループ

鉱山・火薬類監理官付

企画調整係

中村 竜也

E-mail: nakamura-tatsuya@meti.go.jp<<mailto:nakamura-tatsuya@meti.go.jp>>

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

Tel 03-3501-1870 Fax 03-3501-6565

03-3501-1512

(電話案内の後 18-31436)

=====